

ID.0057 **利用票を作成しているが、[介護給付費明細書 様式7・様式7の2]画面に表示されない利用者がいる。**

メニュー名

| | | | | | |
|------------|-------|------------|-----------------------|------------|---|
| 大分類 | 国保連請求 | 中分類 | 介護給付費明細書 様式7・様式7の2 | 小分類 | — |
|------------|-------|------------|-----------------------|------------|---|

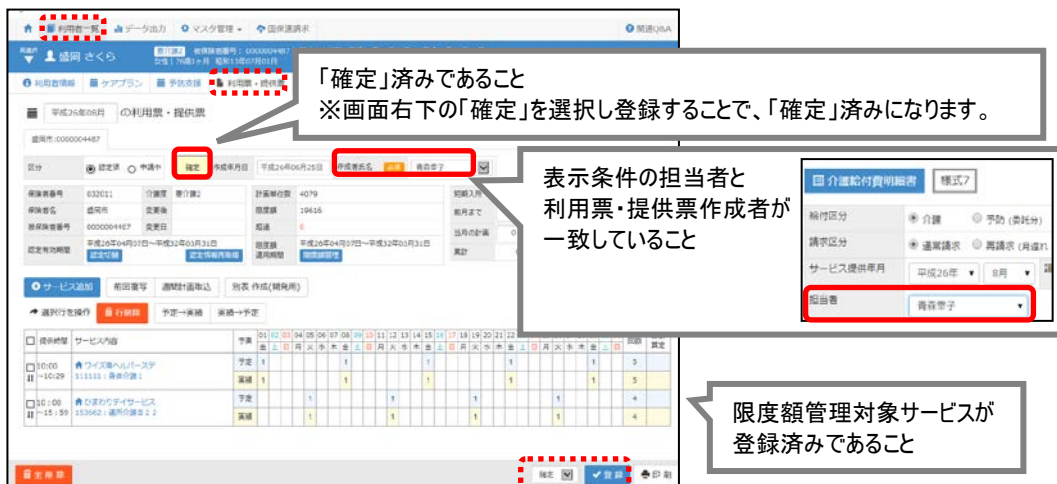
Q

[介護給付費明細書 様式7・様式7の2] 画面で「利用者を表示」ボタンをクリックしたときに表示されない利用者がいる。

A

以下の条件に該当する利用者が、「利用者を表示」ボタンをクリックしたときに表示されます。条件に該当するかどうか確認してください。

- 利用票・提供票が「**確定**」済みで登録されている。
- [利用票・提供票] 画面で、**限度額管理対象**のサービスが1件以上登録されている。
※保険外サービスや限度額管理対象外のサービスのみの場合は、対象外。
- 「担当者」にケアマネを設定している場合…「担当者」と、[利用票・提供票] 画面の「作成者氏名」が一致している。



- [介護保険] 画面の「支援事業者」欄に、自居宅介護支援事業所が登録されている。
※『予防(委託分)』の場合、「地域包括支援センター(体制が介護予防支援で登録された事業所)」が登録されている。
- 「給付管理票作成済み利用者のみを表示」にチェックを付けている場合…当該月の給付管理票を作成済みである。

| 居宅介護支援 | 訪問介護 | 通所介護 |
|--------|------|------|
| ○ | | |

補足

- すでに介護給付費明細書作成済みの場合、上記の条件に該当しない場合でも表示されます。
- 月末時点で要介護1～5の場合、給付区分「介護」、要支援1、2の場合、給付区分「予防（委託分）」に表示されます。